

公 示 日 : 2021 年 3 月 24 日

調達管理番号 : 20a01274

国 名 : バングラデシュ

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 行財政・金融チ
ーム

案 件 名 : バングラデシュ国都市機能強化プロジェクト詳細計画策定調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 5 月中旬から 2021 年 7 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.67M/M、国内 0.50M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	20 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2021 年 4 月 14 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 4 月 26 日 (月) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	評価調査に係る各種業務
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし。ただし、2021年3月現在、バングラデシュ入国時に新型コロナウイルスの渡航前72時間以内のPCR検査陰性証明書の提示が必要。
- ※PCR検査費及び陰性証明書発行に係る費用は7万円を上限にJICAが費用を負担します。

6. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、バングラデシュ）では、急激な都市化が進んでいる。世界銀行のデータによると、2019年の時点で、都市部の人口は約6,100万人、国民の約37%を占めている。人口増加率は約3%と、全国平均の約1%を大きく上回り、今後も都市部の人口増加が予想される。首都ダッカや第二の都市であるチッタゴン等の大都市に限らず、地方都市の中心部も大幅に人口増加が進み、交通渋滞や環境の悪化等の問題が顕在化するなど、都市化への対応が遅れている。

この都市化に関連する問題に対しては、各自治体の実態に合わせて必要な対策を取る必要がある。しかし、自治体の担当範囲や中央から自治体への権限移譲については、その必要性が法律（中核都市法や地方都市法等）で定められている

ほか、政策上もその必要性が認識されているにも関わらず、実態として移譲は進んでおらず、地方自治体への交付金は国家開発予算全体の数%に留まっている。加えて、各自治体において、歳入や歳出に基づいた予算計画の策定と執行、年次報告書の作成等の実施が法律で定められているものの、実態としては自治体としての組織基盤が整備されていない点も散見され、大きな課題として認識されている。以上の点を踏まえ、新たに策定されたバングラデシュ第8次5ヶ年計画（2021年～2025年）においては、自治体の制度改革および能力機能強化に向けた戦略が示されている中で、都市化に伴い生じる様々な課題解決への取り組みが急務であり、それらの課題の解決が優先政策として掲げられている。

JICAは、バングラデシュの行政の課題に対して、円借款および技術協力プロジェクトを通して、各レベルの自治体への協力を行ってきた。都市自治体である中核都市（City Corporation）に対しては、円借款「包括的中核都市行政強化事業」（2014年度L/A調印）（Inclusive City Governance Project）、技術協力「中核都市機能強化プロジェクト」（2015 - 2020年度）（Project for Capacity Development of City Corporations、以下、「C4C」）の実施を通じ、2010年以降に中核都市へ格上げされた新設の中核都市に対し、基礎的な行財政能力向上とインフラ整備を支援してきており、一定の成果を達成しつつある。C4Cでは、中核都市に関連する法律の枠組みに基づいた「ガバナンス向上戦略」の作成及び承認や研修計画の整備、行財政機能改善に向けたPDCAサイクルの仕組みの導入等を通じて、中核都市の地方自治体としての基盤整備を行うとともに、税務行政及び予算計画の策定に関するガイドライン・マニュアル作成と研修による基礎的な行財政機能向上を図ってきた。

一方で、中央省庁および中核都市の戦略の実施・運用体制の確立、自治体の職員向けの研修の制度化までは至っておらず、効率的・効果的な行政サービスの実現に必要な知識・技術が安定的に供給される体制構築が求められている。また、上記事業では、対象となる中核都市に限られており、さらなる都市化の進展に対応するためには、各中核都市及び今後中核都市への昇格が見込まれるポルショバにおいて、都市開発計画の策定、開発事業の予算策定・執行管理、事業管理、維持管理体制の構築等に関連する能力向上を図る必要がある。

このような中、バングラデシュ政府は、中核都市及びポルショバにおける上記の能力向上を促進させるべく技術協力プロジェクトを要請した。これを受けて、JICAは6月に実施する詳細計画策定調査を通じて、プロジェクト実施に関しての合意形成を図る予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の

上、他の調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021年5月中旬～5月下旬）
 - ① 要請背景及び内容を把握する（バングラデシュ政府の行政に係る政策文書、関連報告書、要請書等の確認・分析）
 - ② 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、先行プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
 - ③ 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針案を検討する。
 - ④ 相手国関係機関への質問票（英文）を取りまとめる。
 - ⑤ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点を踏まえ、PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operation）案（いずれも和文、英文）、及び事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分の内容を検討する。
 - ⑥ 対処方針（案）、リスク管理チェックリスト（案）（いずれも和文）の作成に協力する。
 - ⑦ 調査団の事前打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。
 - ⑧ 本調査のミニッツ案（英文）、R/D（Record of Discussion）案（英文）の作成に協力する。
- (2) 現地業務期間（2021年6月中旬～7月上旬）
 - ① JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
 - ② 事前に配布した質問票を回収、整理すると共に、相手国関係機関等の関係者にヒアリングを行う。
 - ③ 上記（1）及び質問票を通じて得られなかった情報や実態に関する情報を追加で収集する。
 - ④ 相手国関係機関等（カウンターパート機関および各中核都市を想定）との協議及び現地調査に参加し、議事録作成に協力する。
 - ⑤ プロジェクト関係者に対して、必要に応じて評価手法についての説明を行う。

- ⑥ 調査団及び事業対象国関係機関と協議の上、基本計画の PDM・PO の更新案の作成に協力する。
 - ⑦ 事業対象国関係機関との協議で合意された内容に基づき、協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
 - ⑧ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表案の作成に協力する。
 - ⑨ 現地調査結果の JICA バングラデシュ事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2021 年 7 月上旬～7 月中旬）
- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、団内打ち合わせに出席し、担当分野に係る報告を行う。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021 年 7 月 15 日までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ その他面談議事録、収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バングラデシュ⇒日本を標準とします。

宿泊料は以下の単価を適用ください。

特号：15,500 円／泊、1～6号：13,500 円／泊

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 6 月中旬から 7 月上旬の間で 20 日間程度を予定しており、具体的な日程は追って決定します。なお、2021 年 3 月現在、バングラデシュ入国後 14 日間の隔離が義務付けられているため、6 月上旬に現地入国、隔離期間中に国内準備期間に設定されている業務の一部を実施とする可能性があります。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行しての現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チーム (TEL:03-5226-6769) にて配布します。配布資料をご希望される方は、担当部署アドレス (gpggg@jica.go.jp) にメールをお送りください。メール受領後、JICA 指定のファイル共有サイト (GIGAPOD) を介して、資料を配布致します。

- ・要請書
- ・先行案件 (C4C) 第一年次業務完了報告書 (2017年6月)
- ・先行案件 (C4C) 第二年次業務進捗報告書 (2018年8月、2019年8月)

- ・ 先行案件（C4C）終了時評価報告書（2021年3月）
 - ・ 先行案件（C4C）内で作成支援をした「中核都市ガバナンス向上戦略（Strategy for Governance Improvement of City Corporations (SGICC) 2020 - 2030）」
- ② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。
- ・ 先行案件（C4C）事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400808_1_s.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ）提供依頼メール
- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- (3) その他
- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情

報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ 新型コロナウイルスの流行その他の状況を踏まえ、現地渡航が不可となった場合は、現地人材を活用する等の代替案を検討し、遠隔での調査実施に変更する可能性があります。

以上